

事 務 連 絡
令和4年(2022年)10月21日

保険医療機関・保険調剤薬局等 各位

山口県国民健康保険団体連合会

後期高齢者の医療費窓口負担の2割化に伴う配慮措置導入に係る
県単・地単公費の取扱いについて (お知らせ)

本会業務につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、山口県の福祉医療費助成制度(重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度)については、配慮措置の適用(受給者が受けた療養が特定給付対象療養の場合を除く)としての取扱いとなります。

つきましては、診療(調剤)報酬等の請求に際しまして、御留意いただくとともに、委託電算会社等との調整をお願いいたします。

なお、本会ホームページに「後期高齢者医療制度の負担割合見直しに係る計算事例集(県単福祉)」を掲載しておりますので、御参照ください。

情報システム課支払班

TEL : 083-925-2122

FAX : 083-925-7864